

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、C支店での営業職を経て平成〇年〇月〇日に会社Dに異動となり、平成〇年〇月頃からは主として新制度移行業務を担当していた。

請求人によると、被災者は平成〇年の〇頃から頭痛や胃痛を訴えていたとしている。その後、被災者は、平成〇年〇月〇日に自家用自動車の中で、死亡しているところを発見された。死体検案書には、死亡したとき「同日午前〇時〇分ころ」、直接死因「右頸部刺創による失血」、直接死因の原因「不詳」、死因の種類「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務による過重負荷が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「精神障害等専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、平成〇年〇月頃から頭痛及び胃痛の症状が出現し、遺書からは自責の念が確認されているが、明らかに精神障害の発病が疑われるような病的変化は見いだせない。したがって、本件は、精神障害の発病を合理的に推認するに足る情報が得られていないことから、ICD-10診断ガイドラインに分類されている精神障害を発病したとは判断できない。」と述べている。

当審査会としても、被災者には精神障害の受診歴が認められず、請求人の聴取書、請求代理人Eの申述等からも被災者には病的変化が認められず、症状の訴えもみられないことから、専門部会の上記意見どおり、被災者は精神障害を発病していないと判断せざるを得ない。

なお、請求代理人らは、被災者の死亡当日に請求人に宛てたメールの内容から、被災者の死亡は、それを思いとどまる精神的な抑制力が阻害されている状態の詳細が解明されなかったにすぎず、精神障害によるものであることは明らかである旨主張していることから、念のため、被災者が死亡直前に精神障害を発病したものとして、心理的負荷の対象となる出来事について検討してみる。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26

日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと判断することから、以下、認定基準に基づいて検討する。

- (3) 被災者の死亡前おおむね6か月間の心理的負荷のあった出来事として、請求代理人らは、①度重なるF部長の被災者への口出し、②被災者が担当していた制度移行業務という難解な仕事を担当することになったことを主張する。

上記①については、請求人が被災者から、F部長から口出しされ困るという話を聞いたことあるというのが主張の根拠であるが、被災者はF部長に具体的にどのように扱われていたかまでは請求人に語ってはいないため、「嫌がらせ、いじめ」の出来事があったとまではいえず、認定基準別表1に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」とするのが相当である。さらに上司とのトラブルの内容についてしてみると、会社関係者の申述から、F部長が会社人事部の社員全員を対象に指導していることは認められるが、本件資料からは同部長から被災者に対する個別、特別な言動は認められない。

したがって、被災者はF部長から業務指導の範囲内での指導を受けていたと推認せざるを得ず、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

次に、上記②の制度移行業務に関してであるが、F部長は、被災者はこの業務ではG常務の補助であり、一人で担当していたのではない旨述べ、H課長は、被災者はこの業務で問題を抱え込んでいたことはなかったこと、わからないことはこの業務の委託先であるIの担当者に教えてもらっていた旨述べている。

Iの担当者Jも、被災者から制度移行業務について社内的に困難な状況になったとは聞いたことがないと述べ、H課長の申述と符合している。さらに、請求人自身が被災者の勤務について「日常的には、朝6時40分に自宅を出て、18時30分にはだいたい帰宅していました。」と申述していることからして、被災者に長時間労働の実態はなく、被災者の担当業務の中心であった制度移行業務が被災者を精神的に追い込んだとは考え難い。

したがって、制度移行業務に強い心理的負荷があったとは認められず、認定基準所定の出来事に該当しないと判断する。

- (4) 以上のように、仮に、被災者が精神障害を発病したとして検討した場合においても、被災者の心理的負荷の全体評価は「弱」であって「強」に至らず、被

災者に業務による強い心理的負荷があったとは認められないものである。

なお、請求代理人らは、被災者のメールの記述「仕事はうまくいかない、仕事にむいていない」などを根拠に、発病を疑わせると主張し当審査会に対して追加調査を行うよう求めているが、当審査会としては、請求人や会社関係者の申述、精神障害等専門部会の意見、会社から提出された資料等を十分精査した上、上記のとおり判断したものであり、改めて調査を行う必要はないものと判断する。請求人及び請求代理人らのその余の主張は上記結論を左右しない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。